

平成 24 年 4 月 27 日

投資主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 16 番 3 号  
コンフォリア・レジデンシャル投資法人  
執行役員 遠 又 寛 行

## 第 2 回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本投資法人第 2 回投資主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成 24 年 5 月 21 日（月曜日）午後 6 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項に基づき、規約第 14 条第 1 項及び第 2 項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が投資主総会当日にご出席にならず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申しあげます。

（本投資法人規約抜粋）

第 14 条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時 平成 24 年 5 月 22 日（火曜日）午前 10 時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目 16 番 3 号  
渋谷センタープレイス 2 階 会議室  
(末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

- 第 1 号議案 規約一部変更の件
- 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件
- 第 3 号議案 監督役員 2 名選任の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項を書面、電子メール等にて速やかにご連絡申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面及びに代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 議案の要領及び変更の理由

##### (1) 第6条第2項関係

「租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）」に規定される投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内で行われていることに関する要件を定める「租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。その後の改正を含む。）」が改正されたことに伴い、規約と当該法令との字句の統一を図るため、所要の変更を行うものです。

##### (2) 第15条関係

「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）」第77条の3の第2項及び第3項により準用される「会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）」第124条第3項の規定に基づき、規約に基準日を定めることで直前の決算期から3ヶ月以内に開催される投資主総会において行使する権利については公告なく当該決算期を基準日とすることとするため、所要の変更を行うものです。

##### (3) 第30条関係

本投資法人の資産運用の基本方針に従い、有用と認められる資産に対する投資機会の確保のため、変更を行うものです。

##### (4) 本投資法人が適用される法令等との整合性の観点からの変更及び、本投資法人の成立及び営業期間の変更に際して定めた規定で手続き完了条項を削除し、規約の簡素化を図るとともに、その他、字句の修正、表現の変更を行うものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>2. 本投資法人が<u>発行する</u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>第7条（投資口の取扱規則）</p> <p>投資主名簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、その他の投資口に関する手続並びにその手数料については、法令<u>又は本規約</u>のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第15条（基準日等）</p> <p>1. <u>投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>投資主総会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p> <p>3. <u>執行役員は、第2項で定める議事録を本投資法人の本店に10年間備え置くものとする。</u></p> | <p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>2. 本投資法人<u>の</u>投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>第7条（投資口の取扱規則）</p> <p>投資主名簿への記載又は記録、質権の登録及びその抹消、その他の投資口に関する手続並びにその手数料については、法令<u>及び本規約</u>のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第15条（基準日等）</p> <p>1. <u>直前の決算期から3ヶ月以内に投資主総会を開催する場合、本投資法人は、当該決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって当該投資主総会において権利を行使すべき投資主とする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して定める基準日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって投資主総会において権利を行使すべき投資主とすることができる。</u></p> <p>3. <u>投資主総会に関する議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</u></p> <p>4. <u>執行役員は、第3項で定める議事録を本投資法人の本店に10年間備え置くものとする。</u></p> |

| 現 行 規 約  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>第 25 条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、1 営業期間 <u>2000</u> 万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、毎年 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各末日までにそれまでの 3 ヶ月分を会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>   | <p>第 25 条（会計監査人の報酬の支払いに関する基準）</p> <p>会計監査人の報酬は、1 営業期間 <u>2,000</u> 万円を上限として役員会で決定する金額とし、当該金額を、毎年 1 月、4 月、7 月及び 10 月の各末日までにそれまでの 3 ヶ月分を会計監査人が指定する口座へ振込む方法により支払う。</p>  |
| <p>第 29 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.</p> <p>(1)</p> <p>⑦不動産に関する匿名組合出資持分（投資者の一方が相手方の行う<u>不動産等</u>の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産の 2 分の 1 を超える額を<u>不動産等</u>に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。）</p> | <p>第 29 条（資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲）</p> <p>1.</p> <p>(1)</p> <p>⑦不動産に関する匿名組合出資持分（投資者の一方が相手方の行う①乃至⑥に掲げる<u>資産</u>の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産の 2 分の 1 を超える額を<u>当該資産</u>に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。）</p> |
| <p>第 30 条（投資制限）</p> <p>1. 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに第 2 項に掲げる資産については、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は前条第 1 項第 1 号に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p>   | <p>第 30 条（投資制限）</p> <p>1. 前条第 1 項第 3 号及び第 2 項に掲げる資産については、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は前条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとする。</p>  |
| <p>第 33 条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、第 29 条第 1 項第 3 号及び第 2 項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p>  | <p>第 33 条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>3. 資産評価の基準日は、次条に定める各決算期とする。但し、第 29 条第 1 項第 3 号及び第 2 項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末<u>且</u>とする。</p>  |

| 現 行 規 約   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>第 39 条（諸費用の負担）</p> <p>2.</p> <p>(6) 専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、鑑定評価、資産精査、及び司法書士等を含む。）</p> <p>(8) 運用資産の取得又は管理・運営に関する費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。）</p> <p>第 9 章 附則</p> <p>第 42 条（執行役員及び監督役員の最初の任期）</p> <p>執行役員及び監督役員の最初の任期は、平成 24 年 5 月末日までとする。</p> <p>第 43 条（会計監査人の報酬の支払時期に関する特則）</p> <p>第 25 条の規定にかかわらず、最初の営業期間に係る会計監査人の報酬の支払時期は、平成 22 年 9 月、12 月、平成 23 年 3 月、6 月の各末日とする。</p> <p>第 44 条（営業期間に関する特則）</p> <p>第 34 条の規定にかかわらず、この投資法人の最初の営業期間は、この投資法人成立の日から平成 23 年 3 月末日までとし、平成 23 年 4 月 1 日から始まる営業期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 7 月末日までとする。</p> | <p>第 39 条（諸費用の負担）</p> <p>2.</p> <p>(6) 専門家等に対する報酬及び費用（法律顧問、鑑定評価、資産精査、及び司法書士等を含む。）</p> <p>(8) 運用資産の取得及び管理・運営に関する費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含む。）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員遠又寛行は、平成24年5月末日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、執行役員の任期は、平成24年6月1日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴   | 所有する本投資法人の投資口の口数 |
|-----------------------------------|--|------------------|
| とおまた ひろゆき<br>遠又 寛行<br>(昭和35年7月9日) | 昭和58年4月 東急不動産株式会社 入社 開発本部<br>同年7月 同 コンサルティング事業本部<br>昭和63年4月 同 都市事業本部<br>平成2年4月 同 第一中高層住宅事業本部<br>平成4年7月 同 住宅事業本部<br>平成8年4月 同 住宅事業本部 課長<br>平成14年4月 同 経営企画部 課長<br>平成19年4月 同 資産活用事業本部 課長<br>平成20年4月 同 資産活用事業本部 部長<br>平成21年4月 同 事業企画室 室長<br>同年10月 同 アセット企画推進本部 企画管理部 部長<br>同年10月 T L Cリアルティマネジメント株式会社 出向<br>代表取締役(現任)<br>平成22年6月 コンフォリア・レジデンシャル投資法人<br>執行役員(現任) | 0口               |

- (注)・上記執行役員候補者遠又寛行は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・上記執行役員候補者遠又寛行は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているT L Cリアルティマネジメント株式会社の代表取締役です。

### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員片岡義広、山本浩二の2名は、平成24年5月末日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、平成24年6月1日から2年間となります。

なお、投資信託及び投資法人に関する法律及び本投資法人規約第16条の定めにより、監督役員の数は、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりです。

| 候補者の番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴   | 所有する本投資法人の投資口の口数 |
|--------|------------------------------------|--|------------------|
| 1      | かたおか よしひろ<br>片岡 義広<br>(昭和29年7月30日) | 昭和53年4月 最高裁判所司法研究所司法修習生(第32期)<br>昭和55年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>同年4月 水谷昭法律事務所 勤務<br>昭和58年4月 細田・片岡法律事務所 開設<br>昭和59年9月 片岡義広法律事務所(現 片岡総合法律事務所)開設<br>(現在に至る)<br>平成22年6月 コンフォリア・レジデンシャル投資法人監督役員(現任)<br>平成23年6月 株式会社肥後銀行 社外監査役(現任)   | 0口               |
| 2      | やまもと こうじ<br>山本 浩二<br>(昭和35年2月25日)  | 昭和58年9月 公認会計士第2次試験合格<br>同年10月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入社<br>昭和62年2月 公認会計士第3次試験合格<br>平成元年1月 山本浩二公認会計士事務所 開設<br>平成13年10月 日本総合トラスト投資法人 監督役員<br>(現 森トラスト総合リート投資法人)<br>平成15年6月 都市再生ファンド投資法人 監督役員(現任)<br>平成16年5月 四樹総合法律会計事務所 (現在に至る)<br>平成22年6月 コンフォリア・レジデンシャル投資法人 監督役員(現任) | 0口               |

- (注)・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。  
 ・上記監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として執行役員の職務執行全般を監督しております。  
 ・上記監督役員候補者片岡義広は、片岡総合法律事務所の所長です。  
 ・上記監督役員候補者山本浩二は、四樹総合法律会計事務所の共同代表です。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第3号議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上